

熊谷市産業D X推進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、公民連携で産業界のD X（デジタルトランスフォーメーション）を推進し、スマートシティを実現するため、市内事業者のD X推進に資する事業に要する費用の一部について、予算の範囲内において熊谷市産業D X推進補助金を交付する。

2 市は、前項に規定する補助金の財源となる寄附金を募るため、ふるさと納税型クラウドファンディング（以下「ふC F」という。）を実施する。

3 第1項に規定する補助金の交付に関しては、熊谷市補助金等の交付手続等に関する規則（平成17年規則第59号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 応募対象者 ふC Fを活用することにより、市内事業者のD Xを促進する事業又は自らのD Xを推進する事業を行おうとするほか、市長が別に定める事項に該当する者をいう。

(2) 認定事業 第10条に規定する認定を受けた事業をいう。

(3) 認定事業者 認定事業を実施する者をいう。

(4) 補助事業等 規則第2条第2号に規定する補助事業等をいう。

(5) 補助事業者等 規則第2条第3号に規定する補助事業者等をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、認定事業者とする。

(交付の対象となる事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 市内事業者のD Xを促進する事業又は自らのD Xを推進する事業であって、第2次熊谷市総合振興計画後期基本計画に掲げる、リーディングプロジェクト「①D Xによる市民生活利便性向上と新たな経済活動の創出」及び「③元気で魅力的な産業の創出」の取組の方向のいずれか又は政策5「人が集い活力ある産業が育つまち」各施策の基本方針のいずれかに沿うものであること。
- (2) 事業計画に実現性があり、事業の継続が期待できるものであること。
- (3) 1事業者につき1事業であること。
- (4) 次の各号に掲げる、経済産業省が公開した「D Xレポート2(中間取りまとめ)」第4章の企業が行うべき取組のいずれかに該当するものであること。

ア 製品・サービスの導入による事業継続・ファーストステップ

イ D Xの認知・理解

ウ D X推進体制の整備

エ D X戦略の策定

オ D X推進状況の把握

カ デジタルプラットフォームの形成

キ 産業変革のさらなる加速

ク D X人材の確保

(交付の対象となる経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次の各号に掲げる費用で、当該各号の定めるところによる。

- (1) 人件費 補助事業等に係る労働の対価となる報酬、給料
- (2) 報償費 専門家謝金等

- (3) 旅費 専門家旅費等（従業員旅費は除く）
- (4) 印刷製本費 チラシ、パンフレット、事業案内等の印刷費等
- (5) 修繕費 事業に必要な動産・不動産の修繕費等
- (6) 通信運搬費 事業に必要な物品の輸送費、郵送費（レターパック及び切手等現金化が可能なものを除く）
- (7) 広告費 広告宣伝、販売促進等の広告費、ビジネスプランコンテスト等の賞金等
- (8) 消耗品費 消耗品（用紙、文具等）の購入費等
- (9) 役務費 許可取得や特許申請等の行政書類の申請に係る費用等
- (10) 委託料 事務所・店舗等の設計費や外注加工費等業務を委託する際に必要な費用、マーケティング等の市場調査の委託費、システム構築に係る委託費等
- (11) 使用料及び賃借料 事務所・店舗等の開業準備に係る借上げ料（住居部分に係る費用並びに敷金、礼金、保証金、仲介手数料及び保険料は除く）、イベントの会場使用料、機械装置や備品のリース及びレンタル費等
- (12) 原材料費 資材購入費等
- (13) 備品購入費 事業に必要な機械装置、サーバー等の備品購入費等
- (14) その他 その他市長が必要と認める費用

2 前項の経費には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を含めないものとする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、認定事業を実施するために必要と認められる補助対象経費とする。ただし、次に掲げる額のうち低い額を上限とし、1,000円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額と

する。

(1) 予算額

(2) ふ C F による寄附額（ふ C F に係る経費を控除した額）。ただし、すでに当該認定事業に対して補助金が交付されている場合においては、当該補助金を控除した額とする。

（認定申請）

第 7 条 応募対象者は、認定事業として市長の認定を受けようとするときは、熊谷市産業 D X 推進補助金事業認定申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が認める場合は、書類等の添付を省略することができる。

(1) 事業計画書

(2) その他市長が必要と認める書類

（審査）

第 8 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、審査に当たり、熊谷市産業 D X 推進事業認定審査会（以下「産業 D X 審査会」という。）に諮るものとする。

（産業 D X 審査会）

第 9 条 市長は、次条の規定による認定の可否等を審査するため、産業 D X 審査会を置く。

2 産業 D X 審査会は、委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は産業振興部長をもって充てる。

4 委員は、別表 1 に掲げる者をもって充てる。

5 委員長は、前項に規定する委員のほか、必要に応じて有識者を臨時の委員とすることができる。

6 産業 D X 審査会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。委員長に事故があるとき又は委員長が欠けた場合は、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

7 産業D X審査会は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

8 委員は会議に出席できないときは、代理人を出席させることができる。この場合において、代理人は議決権を有するものとする。

9 その他産業D X審査会の運営等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(事業認定)

第10条 市長は、産業D X審査会による審査結果を踏まえ、認否を決定するとともに、熊谷市産業D X推進補助金事業認定（不認定）通知書（様式第2号。以下「認定通知書」という。）によりその旨を申請者に通知するものとする。

(ふC Fの実施)

第11条 市長は、前条の規定による認定をしたときは、認定事業ごとにふC Fを実施するものとする。

2 その他ふC Fの実施等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(交付申請)

第12条 補助金の交付を受けようとする者は、熊谷市産業D X推進補助金交付申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が認める場合は、書類等の添付を省略することができる。

(1) 認定通知書の写し

(2) 事業計画書（事業の目的、内容及び実施時期その他市長が定める事項が記載されているものに限る。）

(3) 収支計算書

(4) 見積書（補助金の交付を受けようとする事業に工事が含まれる場合に限る。）

(5) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第13条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し交付の可否を決定するとともに、熊谷市産業DX推進補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）によりその旨を申請者に通知するものとする。

(計画変更等の承認手続)

第14条 前条の規定による決定を受けた補助事業者は、当該通知を受けた後において、事業計画に次に掲げる変更等が生じるときは、あらかじめ熊谷市産業DX推進補助金事業計画変更等承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けるものとする。

(1) 補助対象経費の総額を変更しようとするとき。ただし、補助対象経費の総額の20パーセント以内の変更はこの限りではない。

(2) 補助事業等の内容を変更しようとするとき。ただし、補助金の交付決定額及び補助対象経費の額に影響を及ぼすことなく補助事業等の目的の達成をより効率的にするために、補助事業等の内容を変更する場合、又は、当該事業等の目的に及ぼす影響が軽微であると認められる場合を除く。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止するとき。

(4) 補助事業が予定内の期間に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難になったとき。

2 市長は、前項の申請があった場合には、これを審査し、先に行った交付決定の補助金の額を変更する必要があると認めるときは、その額を変更して交付決定を行い、熊谷市産業DX推進補助金事業変更等承認（不承認）及び補助金交付決定変更通知書（様式第6号）を補助事業者等に送付するものとする。

(実績報告)

第15条 補助事業者等は、補助事業等が完了したときは、速やかに

熊谷市産業D X推進補助金事業実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。ただし、市長が認める場合は、書類等の添付等を省略することができる。

（1）補助対象経費に係る領収書等の写し

（2）その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第16条 市長は、前条の規定による報告書の提出を受けた場合においては、その内容等を審査及び調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金額を確定し、熊谷市産業D X推進補助金額確定通知書（様式第8号）により補助事業者等に通知するものとする。

（補助金の交付時期）

第17条 補助金は、前条の規定により確定した額を、補助事業等が完了した後において交付するものとする。ただし、市長が補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助事業等の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

2 補助事業者等は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、熊谷市産業D X推進補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（補助金交付の取消し等）

第18条 市長は、補助事業者等が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

（1）関係法令に違反したとき。

（2）偽りその他不正な手段により補助金を受けたとき。

（3）前各号に定めるもののほか、この要綱に違反したとき。

（補助金の返還）

第 19 条 市長は、既に交付金が交付された後に、次の各号のいずれかの事案が発生したときは、交付決定者に対し、規則第 17 条の規定により期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(1) 前条の規定に基づき、市長が補助金の交付の決定を取り消したとき。

(2) 第 21 条第 3 項の規定に基づき、規則第 19 条各号に規定する処分を制限された財産（以下「取得財産等」という。）を処分したことによる収入の全部若しくは一部を市に返還しようとするとき。

（財産の処分の制限）

第 20 条 補助事業者等は、取得財産等について、熊谷市産業 D X 推進補助金取得財産等管理台帳（様式第 10 号）を備え、補助事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

2 規則第 19 条ただし書に規定する市長が定める期間（次項において「財産処分制限期間」という。）は、総務省所管補助金等交付規則（平成 12 年総理府、郵政省、自治省令第 6 号）別表に定める処分制限期間とする。

3 補助事業者等は、取得財産等について、財産処分制限期間が経過する前に、取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上のものについて、交付金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供する処分その他の処分をしようとするときは、あらかじめ熊谷市産業 D X 推進補助金財産処分承認申請書（様式第 11 号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

4 市長は、前項の申請書の提出があったときは、交付した補助金の全部若しくは一部を市に返還させる条件又はその他必要な条件を付して承認することができる。

(書類の保管等)

第 2 1 条 補助金の交付を受けた者は、補助事業等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及びその証拠書類を、当補助事業等の完了した日の属する会計年度終了の日から 5 年間保存しなければならない。

(委任)

第 2 2 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 5 年 9 月 2 5 日から施行する。ただし、第 1 2 条から第 2 2 条までの規定は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(検討)

2 この要綱の施行後 3 年を目途として、状況を勘案し、要綱の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(この要綱の失効)

3 この要綱は、令和 9 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。

(失効に伴う経過措置)

4 前項の規定にかかわらず、同項に規定する日までに第 1 0 条の規定による認定を受けた事業者に係る第 3 条から第 2 2 条までの規定は、同日後もなおその効力を有する。

附 則 (令和 6 年 3 月 7 日決裁)

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則 (令和 6 年 6 月 1 8 日決裁)

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和 7 年 5 月 2 1 日決裁）

（施行期日）

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

別表 1

委員	総合政策部企画課長
委員	産業振興部商業観光課長
委員	産業振興部企業活動支援課長
委員	熊谷商工会議所専務理事
委員	くまがや市商工会事務局長